

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

現在、希少鳥獣等の人工増殖については県で実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ及びキジについては、放鳥計画に対応する羽数が確保できるように、優れた養殖技術を有する生産者からの購入により必要量を確保する。

なお、人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、原則として本県に生息する個体（同一の亜種のものに限る）のみを対象とする。

(2) 人工増殖計画

年 度	希 少 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	実 施 方 法	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成19年度			ヤマドリ キジ	養殖業者等に対して、巡回指導により地域個体群間の交雑防止及び放鳥方法等について助言を行う。	
平成20年度			同 上	同 上	
平成21年度			同 上	同 上	
平成22年度			同 上	同 上	
平成23年度			同 上	同 上	

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥類で人工繁殖技術が確立されおり、安定的な供給が可能な種であるヤマドリ及びキジを計画的に放鳥し、自然界での繁殖を促進させ、生息数の増加を図る。

放鳥は、ヤマドリ及びキジの生息適地であって生息数の増加が必要と認められる鳥獣保護区内で行う。また、放鳥の効果を測定するため、放鳥するヤマドリ及びキジには標識（足環）を装着し、放鳥後の追跡調査を行うなど、定着状況を調査する。

放鳥するヤマドリ及びキジは、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとし、特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のヤマドリ及びキジの養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性についても検討する。

なお、獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、人工繁殖個体の放鳥は行わない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

種類名	放鳥の地域	日齢	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			箇所	放鳥数	箇所	放鳥数	箇所	放鳥数	箇所	放鳥数	箇所	放鳥数
ヤマドリ	鳥獣保護区	120	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
ニホンキジ	鳥獣保護区	120	35	800	35	800	35	800	35	800	35	800
		200	15	400	15	400	15	400	15	400	15	400
	計		50	1200	50	1200	50	1200	50	1200	50	1200
合 計			60	1300	60	1300	60	1300	60	1300	60	1300

※すべて購入

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条に規定される鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、次の場合には許可をしない。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び同法施行規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるもの。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもの。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるもの。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記①～③以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努める。

○鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

○傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

- 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- 愛がんのための飼養の目的
個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合
- 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
- 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

(3) わなの使用にあたっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たす場合に許可をする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

(4) 許可にあたっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、引き続き岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）に基づき捕獲等の許可権限を市町村に委任する。

(6) 捕獲実施にあたっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施にあたっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

また、わなの使用にあたっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこととする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。）。

なお、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導する。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は、捕獲目的に照らして、特に次の点に留意し適正に処理する。

- ① 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で実施する。
- ② 捕獲物の処理方法については、鳥獣捕獲許可申請書に明記させるとともに、特に団体捕獲にあつては、安易に捕獲従事者に一任しないこと。また、非狩猟鳥獣の捕獲個体を生きたまま飼養又は譲渡する場合は、法令に基づき飼養登録を受けるよう指導する。
- ③ 捕獲物等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として法施行規則第19条で定められた場合を除く。）。
- ④ 捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。
- ⑤ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。特に、クマ類については、違法に輸入され又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。
- ⑥ 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないことなどをあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させるなどして求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処する。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱い、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導する。

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
ニホンジカ	水稲・野菜 造林木	←														→	岐阜・西濃・中濃 飛驒								
ヌートリア	水稲・野菜・雑穀	←															→	岐阜・西濃・中濃							
アライグマ	果樹・野菜 生活環境	←																→	岐阜・中濃						
イノシシ	水稲・野菜・果樹 雑穀	←																	→	県下全域					
ニホンザル	水稲・野菜・果樹 雑穀・生活環境	←																		→	県下全域				
ハクビシン	野菜・果樹・雑穀	←																			→	岐阜・西濃・中濃			
ノウサギ	造林木	←						→								←						→	中濃・東濃		
タヌキ	野菜・果樹・雑穀	←																						→	中濃・飛驒

② 予察表に係る方針等

1) 予察捕獲の定義

予察捕獲とは、有害鳥獣捕獲のうち、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合に、過去の被害発生状況に関する客観的なデータをもとに、被害が発生する前に捕獲計画を立てて、それに基づき該当種を一定数捕獲し、未然に被害を抑制することをいう。

2) 予察捕獲の許可基準

○ 予察捕獲を行うことのできる場合

予察捕獲は、生息数を低下させる必要があるほどの激甚な農林水産業被害が過去3年以上同じ時期に、同じ地域で同じ鳥獣により発生している場合に行うことができる。

○ 予察捕獲を行うことのできる者

予察捕獲は、地方公共団体及び平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人が行うことができる。

○ 予察捕獲の対象種

予察捕獲の対象種は、ツキノワグマを除く通常の有害鳥獣捕獲対象種と同様とする。ただし、地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は対象種としない。

- 予察情報台帳の整備
予察捕獲を許可しようとする場合は、許可権者はあらかじめ予察情報台帳を作成する。市町村長は予察捕獲を実施しようとする前年度の3月末日までに所管の振興局長に届け出る。
- その他
予察捕獲の対象区域、申請1件当たりの許可数量、許可期間及びその他の許可基準は、(4)②による。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方針

近年、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境の悪化等人とのあつれきは増加傾向にある。また、外来鳥獣等による生態系への悪影響も懸念されている。
農林水産業の振興、生活環境の改善及び生態系の保全とこれら鳥獣の保護との調和を図るため、鳥獣の生息状況や被害状況を的確に把握するとともに、関係部局、市町村及び関係団体等が連携を図り、適切な管理に努める。
特に、ツキノワグマについては、全国的に個体数の減少が懸念されていることから、保護の観点から県が作成した「ツキノワグマ捕獲マニュアル」及び「学習放獣マニュアル」に基づき、市町村は捕殺に限定せず、可能な限り生捕り及び奥山放獣の実施に努める。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ カワウソウ カラス サギ類 等	平成19～24年度	○生息状況、被害状況の把握 ○被害発生メカニズムの解明 ○被害防除法の検討(資料提供及び助言) ○捕獲及び放獣に対する合意形成 ○適正な捕獲の実施	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

- 有害鳥獣の捕獲についての許可基準は、鳥獣による農林水産物への被害や生活環境への影響、人身への危害、植生の衰退、在来種の圧迫若しくは在来鳥獣との交雑等の自然生態系の攪乱が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために迅速かつ効果的な捕獲が実施できることを基本として設定する。
- 捕獲の実施にあたっては、加害鳥獣の種類、被害発生時期及び被害の実態等と当該地域の鳥獣の生息状況等を勘案し、被害防除の実施又は追い払い等によっても被害等が防止できない場合に限り認める。
- 捕獲許可数は必要最小限度とする。生息数が少ない鳥獣の捕獲は特に慎重に扱い、捕獲に名を借りた違反の生じることのないよう注意する。

② 許可基準

1) 許可権者

知事とする。ただし、岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条の別表第1で規定する鳥獣種の捕獲については市町村長とする。

2) 許可の区分

団体捕獲・・・国、地方公共団体及び平成15年4月16日付け環境省告示第62号に定める法人(以下「団体等」という。)が行う捕獲

国有林捕獲・・・森林管理署がその所管する国有林野及び苗畑において行う捕獲

個人捕獲・・・上記以外が行う捕獲

3) 捕獲従事者

団体捕獲

ア 団体捕獲に従事することができる者は、次による。ただし、i又はiiに該当する者の指導の下に従事する場合にあっては、従事者数の2分の1の範囲内において、現に有効な狩猟免許を交付されている狩猟未経験者を含むことができる。

なお、くくりわな又ははり網を使用してノウサギ、ユキウサギを捕獲する場合及びわなを使用してカラス、カワラバト(ドバト)、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンを捕獲する場合はこの限りでない。

i 当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者又は前年度に登録を受け、現に有効な狩猟免許を交付されている者

ii 当年度又は前年度に当該申請の捕獲方法に該当する有害鳥獣の捕獲に従事した者で、現に有効な狩猟免許を交付されている者

イ 銃器を使用する場合にあっては、1のほか銃砲刀剣類所持等取締法上、有害鳥獣捕獲の用途に供するために銃砲の所持を許可されている者であり、かつ狩猟事故共済又は狩猟者保険に加入している者であること。

国有林捕獲

ア 当該森林管理署から依頼を受けた者で、当該申請の捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている又は前年度に登録を受け、現に有効な狩猟免許を交付されている者、若しくは森林管理局(署)で開催する「鳥獣保護及び狩猟に関する研修」を過去3年以内に受けた者

イ 団体捕獲の場合のアのなお書き及びイを準用する。

個人捕獲

被害者又は被害者から依頼を受けた者(ただし、イノシシ及びニホンザルを法定猟具により捕獲する場合にあっては、団体捕獲の場合のアのi及びiiを準用する。)

4) 捕獲実施区域

捕獲を実施する区域は必要最小限とする。特に被害が一部に集中しており、捕獲対象の行動域が特定できる場合等には、その区域を含む大字単位とするなど必要な範囲にとどめる。ただし、アライグマ、ヌートリア、タイワンリスの根絶又は抑制のための捕獲に関しては、必要と認められる区域とする。また、イノシシ、ニホンザルの個人捕獲については、被害地内で行う。

5) 申請 1 件あたりの許可数量

捕獲許可数量は、被害防除の目的を達成するための最小限の頭(羽)数とする。なお、次の表に定める数を超えてはならない。

区 分		団体捕獲、国有林捕獲	個人捕獲
鳥 類 (羽)	スズメ	5,000	10
	カラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ	各 200	各 10
	ヒヨドリ	各 100	各 10
	カワウ	特に定めない	特に定めない
	その他	各 50	各 5
鳥類の卵(個)		特に定めない	特に定めない
獣 類 (頭)	ノウサギ、ユキウサギ	100	10
	イノシシ	20	2
	ニホンジカ	10	認めない
	ツキノワグマ	3	認めない
	ニホンザル	20	2
	シマリス	10	2
	ノイヌ、ノネコ	特に定めない	特に定めない
	ネズミ、モグラ	特に定めない	特に定めない
	アライグマ、ヌートリア、 タイワンリス、ハクビシン、 チョウセンイタチ	特に定めない	特に定めない
	その他	各 2	各 2

6) 許可の期間

ア 許可の期間は次に定める期間の範囲内で、原則として被害の期間内とし、かつ、できる限り短期間とする。

区 分			団体捕獲、国有林捕獲	個人捕獲
銃 器	鳥 類	カラス・カワラバト(ドバト)・カワウ以外のもの	30日以内	/
		カラス、カワラバト(ドバト)	90日以内	
		カワウ	365日以内	
	獣 類	ニホンザル以外のもの	30日以内	
		ニホンザル	90日以内	
わ な	鳥 類	カラス・カワラバト(ドバト)・カワウ以外のもの	16日以内	
		カラス、カワラバト(ドバト)	180日以内	
		カワウ	365日以内	
	獣 類	ニホンザル以外のもの	60日以内	
		ニホンザル	180日以内	
その他	鳥 類	16日以内		
	獣 類	30日以内		
鳥類の卵の手捕りによる採取			特に定めない	

イ アにかかわらず、航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣の飛行場の区域内での捕獲は365日以内とする。

ウ ア及びイにかかわらず次の期間は原則として許可しないものとし、当該鳥獣の繁殖期間に、十分配慮する。

i 愛鳥週間の期間 5月10日から5月16日まで

ii ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日。ただし、湖沼及び河川以外での捕獲又は銃器を用いない捕獲はこの限りではない。

iii 狩猟期間及びその前後各15日間。ただし、カラス、カワラバト(ドバト)、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、タイワンリスの捕獲及び国有林野事業経営に伴うノウサギ、ユキウサギの捕獲はこの限りではない。

7) 許可基準の特例の調整

知事及び市町村長は、3)、4)、5)、6)ア及びウの許可基準の運用において、効果的な捕獲の実施が極めて困難であると認められる相当の事由があるときは、許可基準を超えて許可できる。ただし、市町村長にあっては、その都度許可の内容について振興局長と調整を図る。

8) 捕獲方法

ア 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等は、法第9条第1項第3号、第12条第1項第3号及び第36条で禁止する猟法以外の猟法とする。ただし、鳥類のわなによる捕獲及びツキノワグマのはこわなによる捕獲はできる。

- イ 獣類の捕獲を目的とするらばさみを使用した捕獲は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着した場合のみ許可する。
- ウ ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合は、脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努める。
- エ 空気銃を使用した捕獲は、使用する空気銃の性能及び対象鳥獣の大きさを考慮し、半矢の危険性がない場合のみ許可する。
- オ わな等を許可する場合には、従事者が適正に管理できる設置数とする。ただし、イノシシ、ニホンザルの個人捕獲の場合は、1申請につき、わな2箇所のみ設置できる。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①方針

- 農林水産物の被害が恒常的に予想される地区にあっては、加害鳥獣の捕獲を行う団体等は、あらかじめ適格な捕獲従事者をもって捕獲隊を編成するなど、捕獲体制の整備を行う。
- 捕獲隊は、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者を中心に編成する。
- 一市町村での編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、捕獲従事者の養成・確保に努める。

②指導事項の概要

1) 団体捕獲

- ア 適時適切な捕獲が実施できるようあらかじめ必要に応じた人数の捕獲隊を編成する。
- イ 捕獲隊に隊長を置くとともに、捕獲技術の習得のため、新たに狩猟者免許を取得した者を捕獲隊に加える場合は、狩猟経験者を常に同行させるなど、事故防止に万全を期する。
- ウ 網、わなを使用する場合にあっては、標識を1張又は1個ごとに付け、適切な管理をする。ただし、ネズミ、モグラ類を捕獲する場合であって、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

2) 国有林捕獲

- ア 捕獲を実施するにあたっては、必要最小限の捕獲者を選任するとともに責任者を置く。
- イ 捕獲区域が民有林に及ぶときは、当該市町村に協議して実施する。

3) その他

- ア 捕獲従事者は腕章を着用して捕獲に従事する。
- イ 1)のウを準用する。

3 学術研究を目的とする場合

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準						備 考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥 獣 の 員 数	捕獲期間	捕 獲 区 域	捕 獲 方 法	
学術研究	知 事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	必要最小限	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 ①法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。 ②殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	①殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成する必要最小限と認められるものであること。 ②個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 ③電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間内に脱落するものであること。
		ただし、研究の目的及び内容が次の①～④までのいずれにも該当するものであること。 ①主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 ②鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 ③主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 ④研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。						
標識調査	知 事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	必要最小限	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要がある種についてはこの限りではない。	1年以内	原則として法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	原則として、わな、網、手捕とする。	

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

捕獲の目的	許可権者	許可基準							備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整	知事	特定鳥獣保護管理計画（以下「計画」という。）の対象区域内の市町村長	計画の対象鳥獣	計画の目標の達成のために適切かつ合理的な羽（頭、個）数であること。	1年以内とし、原則として狩猟期間は捕獲しないものとする。ただし、計画対象鳥獣が狩猟鳥獣ではなく、計画の達成を図るために必要な場合はこの限りでない	計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	有害鳥獣の捕獲許可基準で定めた捕獲方法（第4の2の(4)②8）によるものとする。		
特定鳥獣保護管理に準ずる計画に基づく個体数調整	知事	特定鳥獣保護管理計画に準ずる内容の計画（以下「市町村計画」という。）を策定した市町村長	市町村計画の対象鳥獣	特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の許可基準に準ずる。	特定鳥獣保護管理計画に基づく許可基準に準ずる。	特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の許可基準に準ずる。	特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の許可基準に準ずる。		振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に許可権限を委任

5 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準							備 考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥 獣 の 員 数	捕獲期間	捕 獲 区 域	捕 獲 方 法	留 意 事 項	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知 事	国、県又は市町村の鳥獣行政事務担当職員（現地機関の職員を含む。）	必要と認められる種類	必要と認められる員数	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。		振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に許可権限を委任
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知 事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（現地の機関の職員を含む。）、自然保護員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類	必要と認められる員数	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。		振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に許可権限を委任
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知 事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	必要最小限	6か月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。		
愛がんのための飼養	知 事	自ら飼養する者又はこれらの者から依頼を受けた者であって、飼養しようとする者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に愛がん飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合	メジロに限る。	1世帯1羽まで	1ヶ月以内とし、繁殖期間中は認めないものとする。	法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域並びに自然公園、自然休養林、風致地区等で自然を守ることに要請される区域は除く。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じないなど適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。		振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に許可権限を委任

捕獲の目的	許可権者	許可基準							備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類	必要最小限	6か月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	網、わな、手捕		
鵜飼漁業への利用	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ	必要最小限	6か月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。		
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする	必要最小限	30日以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。		
環境影響評価のための調査	知事	環境影響評価を行おうとする事業者又はこれらの者から委託された者	必要最小限	必要最小限	1年以内	学術研究の許可基準に準ずる。	学術研究の許可基準に準ずる。	学術研究の許可基準に準ずる。	
被害防除対策事業等のための個体の追跡調査	知事	被害防除対策事業等を行っている者（事業を計画している者を含む。）又はこれらの者から委託された者	必要最小限	必要最小限	1年以内	学術研究の許可基準に準ずる。	学術研究の許可基準に準ずる。	学術研究の許可基準に準ずる。	振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に許可権限を委任

* 上記以外で特別な事由により捕獲する場合は、その目的に応じて個々のケース毎に判断する。